

令和5年度

福島県立医科大学看護師特定行為研修

研修生募集要項（追加募集）

公立大学法人福島県立医科大学

1. 看護師特定行為研修の理念

福島県立医科大学の理念は、個人の尊厳に対する深い配慮と高い倫理性を基に、①県民の保健・医療・福祉に貢献する医療人の教育及び育成、②最新かつ高度な医学、看護学および保健科学の研究と創造、③全人的・統合的な医療を提供することです。

本学における看護師特定行為研修は、在宅医療から高度急性期医療に及ぶ地域包括ケアシステムの充実を念頭に、チーム医療の中心的存在となり得る看護師を養成することを目的とします。ひいては本学での研修を通じて、より適切で効率的な医療を福島県内のみならず全国に広く推進したいと考えます。

2. 背景

団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年以降には高齢者人口・要介護者数の増加が見込まれるため、高度急性期から在宅医療まで、患者の状態に応じた適切な医療を、効果的かつ効率的に提供する新たな医療提供体制の整備が望まれています。一方、医療の高度化・複雑化が進む中で、質が高く安全な医療を提供するためには、各医療従事者が専門性を発揮しつつ、業務を分担・連携し適切な医療を提供する『チーム医療』の推進が不可欠と考えられます。

このような背景のもとで、2015 年秋に厚生労働省は看護師特定行為の研修制度を策定し、2025 年までには 10 万人以上の看護師の育成を目指しています。

3. 特定行為研修の目的・目標

本研修は、在宅医療から高度急性期医療の現場において、医療安全に配慮しつつ、高度な臨床能力を発揮できる、チーム医療のキーパーソンである看護師を養成すること、並びに看護師が自己研鑽を継続できる基盤を構築することが目的です。

特定行為研修修了後は、医師または歯科医師の作成した手順書に従い、ある一定の診療補助行為の実践を可能にするものです。

研修目標

- 1) 在宅医療及び高度急性期医療の現場において、重要な病態の変化や疾患を包括的にいち早くアセスメントし、必要な治療を理解し、ケアを導くための基本的な能力を身につける。
- 2) 在宅医療及び高度急性期医療の現場において、患者の安心に配慮しつつ、必要な特定行為を安全に実践する能力を身につける。
- 3) 問題解決に向けて他職種と効果的に協働する能力を身につける。
- 4) 看護実践について自己研鑽し標準化する能力を身につける。
- 5) 在宅医療及び高度急性期医療の現場において、当該特定行為を行うための知識、技術及び態度の基礎を身につける。
- 6) 在宅医療及び高度急性期医療の現場において、手順書による指示の内容を確認し、実施の可否を判断し、実施及び報告の一連の流れを適切に実施することができる。

4. 修了要件

本研修を修了するためには、次の条件を満たす必要があります。

- 1) 共通科目を全て履修し、筆記試験もしくは観察評価に合格すること。
- 2) 1) 修了後、選択した区分別科目を履修し、筆記試験及び観察評価、一部の科目では実技試験に合格すること。

なお、本研修修了後には、修了証を交付し、研修修了者の名簿を厚生労働省に提出します。

5. 履修内容の読み替え

専門看護師教育課程、認定看護師教育課程、その他大学院等で既に履修した授業科目や時間数の取り扱い並びに受講時間数については、関連する科目の受講に当たり、当研修の教育内容に相当すると福島県立医科大学看護師の特定行為研修管理委員会で判断された場合に限り考慮します。

また、平成 22 年度及び平成 23 年度特定看護師（仮称）養成調査試行事業における研修並びに平成 24 年度看護師特定能力養成調査試行事業における研修の受講を修了した者は、共通科目の「臨床病態生理学」「フィジカルアセスメント」「臨床薬理学」は履修証明書等の提出により福島県立医科大学看護師の特定行為研修管理委員会で読み替えを決定します。

6. 定員

定員 8 名

各特定行為区分の受け入れ数 附属病院 1～5 名（区分ごとに異なる）
会津医療センター附属病院 2 名（臨床実習のみ）

※以下の区分については、自施設実習が可能なものに限る。

- ・ろう孔管理関連
- ・栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連
- ・創傷管理関連
- ・創部ドレーン管理関連

※会津医療センター附属病院での実習実施区分（各特定行為区分 2 名）

- ・栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連
- ・感染に係る薬剤投与関連
- ・血糖コントロールに係る薬剤投与関連。

7. 研修期間と募集時期

研修期間 共通科目 6 か月（4 月～9 月）

共通科目を修得後に区分別科目を受講開始します。（区分別科目は選択制）

なお、在籍期間は、原則 2 年間までとします。

募集時期 年 1 回

8. 研修内容と時間数

研修は、共通して学ぶ「共通科目」と特定行為区分ごとに学ぶ「区分別科目」に分かれており、研修は、講義、演習または実習によって行われます。

- 1) 共通科目（必修科目）：特定行為区分に共通して必要とされる能力を身につけるための科目（研修期間：6か月）

共通科目名	時間数
臨床病態生理学	33 時間
臨床推論	46 時間
フィジカルアセスメント	48 時間
臨床薬理学	45 時間
疾病・臨床病態概論 I・II	40 時間
医療安全学／特定行為実践	48 時間
合計時間数	260 時間

※共通科目は e-learning を中心とした講義および演習を受講し、筆記試験に合格する必要があります。

- 2) 区分別科目（選択科目）：各特定行為に必要とされる能力を身につけるための科目
※複数選択可能、受講開始後の追加申請も可能

コース No	特定行為区分名	特定行為	時間数 + 症例数	定員数
5	胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更 胸腔ドレーンの抜去	15 時間 + 各 5 症例	5 名
6	腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む）	10 時間 + 5 症例	5 名
7	ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換 膀胱ろうカテーテルの交換	28 時間 + 各 5 症例	2 名 自施設実習に限る
8	栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	中心静脈カテーテルの抜去	9 時間 + 5 症例	2 名 自施設実習に限る
9	創傷管理関連	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去 創傷に対する陰圧閉鎖療法	38 時間 + 各 5 症例	2 名 自施設実習に限る

10	創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去	7時間 +5症例	3名 自施設実習に限る
13	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整 脱水症状に対する輸液による補正	19時間 + 各5症例	会津2名
14	感染に係る薬剤投与関連	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時の投与	31時間 +5症例	5名+ 会津2名
15	血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整	18時間 +5症例	1名+ 会津2名
16	術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	10時間 +5症例	2名
17	循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整 持続点滴中の降圧剤の投与量の調整 持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整 持続点滴中の利尿剤の投与量の調整	30時間 + 各5症例	2名
18	精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時の投与 抗精神病薬の臨時の投与 抗不安薬の臨時の投与	35時間 + 各5症例	2名

※区分別科目は、講義及び演習を受講し筆記試験に合格後（一部実技試験に合格後）、患者を対象とする実習（臨床実習）へ進み最終評価として観察評価を実施します。

※臨床実習は、指定研修機関または協力施設で行います。

自施設での実習を行うには

- 1) 所属施設での臨床実習を希望される場合には、医療安全体制、指導者*、症例数の確保が必要です。また、協力施設として厚生労働省へ申請させていただきます。
- 2) 本学に出願提出書類が到着後、1)の内容をはじめ実習症例数の担保把握のため、面接時に確認させていただきます。
- 3) 合格通知後、自施設実習をご希望される方については、所属する施設に対して看護師特定行為研修センターよりご案内いたします。

※指導者とは

- 1) 医師の指導者は、臨床研修指導医と同等以上の経験を有すること。
(同等以上とは、7年以上の臨床経験を有し、かつ、医学教育・医師臨床研修における指導経験有する者を想定されること。)
- 2) 看護師の指導者は、特定行為研修を修了した看護師やこれに準ずる者として、専門看護師、認定看護師及び大学での教授経験を要する看護師などのこと。

9. 受講資格

次の各号に定める要件をすべて満たしていることが必要です。

【必須条件】

- 1) 看護師免許を有すること。
- 2) 看護師の免許取得後、通算5年以上の実務経験を有すること。
- 3) 所属長（看護部長あるいは同等職位の所属長）の推薦を有すること。

10. 出願手続き

募集要項請求方法

福島県立医科大学ホームページ「福島県立医科大学看護師特定行為研修」から必要書類をダウンロードしてください。

ホームページ <https://www.fmu.ac.jp/cms/tokutei/index-3.html>

出願期間 令和5年2月20日（月）～令和5年2月28日（火）必着

出願提出書類

- 1) 受講願書（様式1）
- 2) 履歴書（様式2）
- 3) 受講志願理由書（様式3）
- 4) 推薦書（様式4）※原則として所属機関の推薦とします。
- 5) 特定行為研修区分別科目 所属施設情報（様式5）
- 6) 看護師免許（写）※A4サイズで印刷し提出してください。
※提出された出願書類は返却いたしません。

出願書類提出方法

【郵送先・持参先】

〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地
福島県立医科大学 看護師特定行為研修センター
※必ず「簡易書留」で送付するか、直接持参してください。

11. 選考方法

選考方法：書類選考および面接
面接日時：令和5年3月1日（水） 15：00～
面接場所：福島県立医科大学 看護師特定行為研修センター
※結果については、本人宛て簡易書留速達にて郵送します。電話やFAXでの可否の問い合わせには応じられません。

12. 受講手続きについて

受講予定者に受講手続きについての詳細をご案内します。なお、受講手続き期間および納付金については以下のとおりです。納付金（消費税込）は、受講手続き終了後、本学から送付します案内に基づき、振り込み願います。※振り込みは4月初旬を予定。

受講手続き期間 令和5年3月14日（火）～ 3月22日（水）

納付金 ①共通科目の受講料
②希望する特定行為の受講料

13. 受講料について

本研修の受講料については、以下のとおりです。

【共通科目受講料】

423,000円

【区分別科目受講料一覧表】

コースNo	区分名：特定行為	受講料
5	胸腔ドレーン管理関連	40,000円
6	腹腔ドレーン管理関連	28,000円
7	ろう孔管理関連	64,000円
8	栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	24,000円

9	創傷管理関連	97,000 円
10	創部ドレーン管理関連	20,000 円
13	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	48,000 円
14	感染に係る薬剤投与関連	85,000 円
15	血糖コントロールに係る薬剤投与関連	48,000 円
16	術後疼痛管理関連	28,000 円
17	循環動態に係る薬剤投与関連	81,000 円
18	精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	76,000 円

※一旦納めた受講料は原則として返還しません。

※研修のための宿泊および交通費等は自己負担となります。

※研修期間中において任意保険への加入を必須とします。費用は自己負担となります。ご不明な点は、看護師特定行為研修センターへお問い合わせください。

14. 入講決定後の日程（予定）

令和 5 年 3 月 28 日	入講式・オリエンテーション
令和 5 年 4 月上旬	共通科目受講開始
令和 5 年 9 月中旬	共通科目修得判定
令和 5 年 10 月 1 日	区分別科目受講開始
令和 6 年 3 月下旬	修了判定・修了式

15. 補助金等のお知らせ

1) 福島県「特定行為研修推進事業」

① 特定行為研修の受講料、旅費

申請者の要件 特定行為研修を受講する看護師に対し経費の支援を行う者（医療機関、介護保険施設、訪問看護ステーション等）であること。

補助対象経費 特定行為研修の受講料、入学審査料、審査料
特定行為研修の受講に必要な交通費、旅費

補助基準額 受講料…415,000 円/人、旅費…85,000 円/人

② 代替職員の人件費

申請者の要件 訪問看護ステーションであること。

補助対象経費 受講者の代替業務のため新たに雇用した看護職員の人件費、既存の職員の代替業務従事分の人件費

補助基準額 700,000 円/事業所

詳しくは、福島県保健福祉部地域医療課医療人材対策室（024-521-7222）に直接お問い合わせください。

2) 人材開発支援助成金

この制度は、事業主に対して訓練経費等の一部を助成し、労働者のキャリア形成を効果的に促進することを目的としており、福島県立医科大学看護師特定行為研修は助成対象となります。なお、助成を受けるためには、事業主から研修開始日の1ヵ月前までに、計画届等関係書類を提出する必要があります。詳しくは、所管の労働局（福島県はハローワーク）に直接お問い合わせください。

※補助金等については、令和4年9月時点の内容です。

令和5年度については、変更等が生じる場合もあります。

個人情報の取り扱いについて

福島県立医科大学では、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、個人情報の適正な取り扱いに努め、安全管理のために必要な措置を講じております。出願および受講手続きにあたって提供いただいた個人情報は、選考試験の実施、合格発表、受講手続き、履修関係等に必要業務において使用させていただきます。なお、本学が取得した個人情報は、法律で定められた適正な手続きにより開示を求められた場合以外に本人の承諾なしに第三者へ開示・提供することはありません。



きぼう棟1階

看護師特定行為研修センター

(消化器内科外来隣)



交通案内
 JR福島駅東口バスターミナル
 福島交通バス
 「バイパス経由医大」行き
 乗車
 「医科大学前」又は
 「医大病院」下車
 (所要時間約 30 分)

公立大学法人福島県立医科大学
 看護師特定行為研修センター

〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地
 電話 024-547-1671
 F A X 024-547-1669